

様式第 4 号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	第 3 回西脇市特別職報酬等審議会
開催日時	令和 7 年10月28日（火） 午後 7 時00分～ 8 時00分
開催場所	西脇市役所 3 階 大会議室
出席委員の氏名又は人数	8 人
欠席委員の氏名又は人数	1 人
出席職員の職・氏名又は人数	事務局 4 人
公開・非公開の別	非公開
非公開の理由	会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合に該当するため。
傍聴人の数	—
議題又は協議事項	西脇市特別職（市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員）報酬等の額について
会議の記録（概要）	
発言者	事務局
	1 開 会
	2 会長あいさつ
	3 第 2 回会議録の確認 事務局から会議録（要点）の説明
	4 協議事項 ・ 答申書の内容について 答申（案）について事務局から説明 原案のとおり承認
	5 検討事項 ・ 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬について

	て
委員	近隣自治体と比較すると、おおむね同程度の金額となっており、改定する必要はないのではないか。
各委員	異議なしの声
事務局	6 その他 今回、特別職及び議員の報酬月額について意見をいただいたが、賞与については、多くの自治体が一般職の職員の支給率に合わせている状況である。 賞与の支給率は条例で規定されているため、人事院勧告に伴い賞与の支給率を改定する場合は、市議会において審議することとなる。 これまでの市議会における審議の中で、議員については、報酬月額だけでなく賞与の支給率についても、報酬等審議会で審議しても良いのではないかとの意見があった。 そのことを踏まえ、議員の賞与の支給率を当審議会では審議すべきかどうかについて、委員の皆様の意見をお伺いしたい。
委員	議員の賞与をこの場で審議するとなると、基準が難しいのではないか。
委員	賞与の支給率ではなく、年収ベースで議論するという方法も考えられる。
委員	特別職は人事院勧告に基づいて改定し、議員は当審議会では審議するとなると、算出の根拠が異なり、報酬に大幅な差異が生じる可能性もあり、市民の方に対する説明が難しいのではないか。
委員	人事院勧告は社会情勢・経済情勢を反映していると思うので、これまでと同様の方法で支給率を決定するのが良いと思う。
委員	勧告は人事院がきちんと分析の上、算出している数字だと思うので、それに従うのが良い。

委員	年収ベースで算出するのは基準となる指標がないので難しい。市民の方に評価してもらって報酬を決定するのであれば、特別職と議員を切り離して考える必要があるが、判断が難しく、現実的ではない。
会長	委員の皆様の意見を集約すると、議員の賞与の支給率については、これまで通りの方法で審議した方が良いという意見が多数である。当審議会において、年収ベースで算出するのは適切でないと考える。
事務局	答申書については、後日、会長から市長へ手交する。 7 閉会
問合せ先	西脇市総務部総務課 TEL 0795-22-3111 / FAX 0795-22-1014